

資金不足比率計算書

(算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(説明)

(単位：千円)

1 水道事業会計		H25年度 ①	H26年度 ②	増減 (②-①)
資金の不足額	流動負債の額 a	220,396	254,288	33,892
	流動資産の額 b	1,101,645	1,119,977	18,332
	差引き (a-b)	-881,249	-865,689	15,560
事業の規模	営業収益の額 c	1,070,756	1,028,724	-42,032
	受託工事収益の額 d	9,145	1,531	-7,614
	差引き (c-d)	1,061,611	1,027,193	-34,418
資金不足比率 (%)		-83.0	-84.3	-1.3
経営健全化基準 (%)		20.0	20.0	

備考

- 1 資金に剰余金が発生している場合は、「資金の不足額」の「差引き」欄は負の値となります。
(「増減」の欄を除く)
- 2 事業の規模は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定に基づき算定しています。

(単位：千円)

2 下水道事業会計□		H25年度 ①	H26年度 ②	増減 (②-①)
資金の不足額	流動負債の額 a□	203,347	211,894	8,547
	流動資産の額 b□	361,074	313,708	-47,366
	差引き (a-b)	-157,727	-101,814	55,913
事業の規模	営業収益の額 d	1,223,679	1,195,027	-28,652
	受託工事収益の額 e	0	0	0
	差引き (d-e)	1,223,679	1,195,027	-28,652
資金不足比率 (%)		-12.9	-8.5	4.4
経営健全化基準 (%)		20.0	20.0	

備考

- 1 資金に剰余金が発生している場合は、「資金の不足額」の「差引き」欄は負の値となります。
(「増減」の欄を除く)
- 2 事業の規模は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定に基づき算定しています。